○内閣府令第二号

日 本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律 (令和六年法律第二十号) の施行に伴い、 社

債、 株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 小泉 龍司

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、 株式等の振替に関する命令(平成十四年 内閣府 の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

(総株主通知における通知事項)	改正後
(総株主通知における通知事項)	改正前

	備考 表中の [ ]の記載は注記である。
	に掲げる者であるときは、その旨
条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨	場合において、加入者が同法第六条第一項各号
する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六	第一項に規定する日本電信電話株式会社である
おいて、加入者が日本電信電話株式会社等に関	律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二
三 発行者が日本電信電話株式会社である場合に	三 発行者が日本電信電話株式会社等に関する法
[一•二 同上]	
令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
第二十条 法第百五十一条第一項に規定する主務省	第二十条 法第百五十一条第一項に規定する主務省

附 則

この命令は、 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。